

社会福祉法人中間市社会福祉協議会出前教室実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体が開催する集会等に、社会福祉法人中間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員を講師として派遣し、当該職員が担当する分野についての講座、実習等を実施する出前教室について必要な事項を定め、もって市民等の本会に関する理解及び福祉への理解を深め、地域福祉の推進を振興し、地域共生社会を実現することを目的とする。

(利用対象)

第2条 出前教室を利用することができるものは、中間市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成される5人以上の団体等（以下「団体等」という。）とする。

(内容)

第3条 出前教室の内容は、会長が別に定める。

2 本会は、前項の規定により会長が定める内容以外の内容に係る教室の開催について要望を受けたときは、可能な限り要望に沿うよう努めるものとする。

(開催日時及び時間並びに場所)

第4条 出前教室の開催日時は、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）を除く日の午前10時から午後9時までとし、開催時間は、2時間以内とする。

2 出前教室の開催場所は、中間市の区域内に限るものとする。この場合において、会場の確保は、利用する団体等が行うものとする。

(申込方法)

第5条 出前教室を利用しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、出前教室の開催を希望する日の30日前までに出前教室利用申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第6条 会長は、前条の規定による申込みがあったときは、利用の可否を決定し、利用を可とするときは出前教室利用決定通知書（様式第2号）により、利用を否とするときは別の書面により当該申込者に通知するものとする。

(費用)

第7条 講師派遣料は、無料とする。ただし、会場使用料、材料費その他出前教室の開催に要する費用については、団体等の負担とする。

(開催の制限等)

第8条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前教室を開催しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害し、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、出前教室の目的に反するおそれのあるとき。

(利用の報告)

第9条 申込者は、出前教室終了後、出前教室利用報告書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。